

専決処分の承認を求めることについて

令和 6 年度大磯町一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 6 年 11 月 28 日提出

大磯町長 池田 東一郎

専 決 処 分 書

令和6年度大磯町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり専決処分する。

令和6年10月4日

大磯町長 池田 東一郎

理 由

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の執行に要する経費について予算措置する必要が生じたが、特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

(別紙)

令和6年度大磯町一般会計補正予算（第4号）

令和6年度大磯町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,251千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,397,647千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

款		項
16 県	支 出 金	3 委 託 金
		歳 入 合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
813,697	19,251	832,948
54,978	19,251	74,229
12,378,396	19,251	12,397,647

歳出

款	項
2 総務費	
	4 選挙費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,814,907	19,251	1,834,158
18,039	19,251	37,290
12,378,396	19,251	12,397,647